

埼玉県立三郷工業技術高等同窓会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は埼玉県立三郷工業技術高等同窓会と称し、事務局を本校に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与する。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、ホームページ管理
- (2) 母校教育事業の後援
- (3) その他必要と思われる事項

(組織)

第4条 本会は下記の会員で組織する。

- (1) 正会員 母校卒業生
- (2) 特別会員 母校の現職員

第5条 本会会員は、住所氏名など変更した場合、また脱退したい場合は事務局まで届け出ること原則とする。

(役員) 本会に下記の役員を置く。

- 第6条
- | | | |
|--------|--|--------------------------|
| 1、会長 | 1名 | 幹事会において決定する。 |
| 2、副会長 | 若干名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 3、監事 | 2名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 4、常任幹事 | 若干名 | 常任幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| 5、幹事 | 各学級より2名選出した者、及び同窓会会員から互選した者を幹事会において選任する。 | |
| 6、庶務 | 若干名 | 母校職員の中から会長が委嘱する。 |
| 7、会計 | 若干名 | 幹事会の互選により選出、幹事会にて決定する。 |
| | 1人は、母校職員とする。 | |
| 8、顧問 | 歴代会長 | |

第7条 役員の任務は以下の通りとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3、幹事は会務に参加し、会の運営に当たる。
- 4、常任幹事は常任幹事会を組織し、本会の必要事項を企画審議する。
- 5、監事は、本会の事業並びに会計の監査に当たる。
- 6、庶務は本会の運営に必要な事務を、会計は会計事務を執行する。
- 7、顧問は、本会の運営に関して必要な助言を与える。

第 8 条 役員 の 任期

- 1、母校職員を除く役員 の 任期は 2 年とし、
母校職員 の 任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2、欠員により補充された役員 の 任期はその役員 の 残任期間とする。

（ 会 議 の 種 類 ）

第 9 条 本会 の 会 議 は、常任幹事会、幹事会、臨時幹事会とする。

第 10 条 幹事会は、年 1 回又は必要に応じて臨時に会長がこれを招集し、会務の報告決定及び役員 の 承認、予算の決定、会則改正、その他重要事項を議決する。

（ 常 任 幹 事 会 ）

第 11 条 常任幹事会 は 会長、副会長、常任幹事、監事、庶務、会計、顧問をもって構成し、会長が本会運営上必要と認めたときにこれを招集して、本会運営に関する事項を審議し決定する。なお緊急事項等で幹事会の開催が困難な場合は、常任幹事会の開催をもって幹事会に代えることができる。

第 12 条 臨時幹事会 は、常任理事会の要請により会長が招集する。

第 13 条 本会 の 各 会 議 の 議 長 は、会長が行う。

第 14 条 本会 の 各 会 議 の す べ て の 議 決 は 出席者の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

（ 会 則 の 変 更 ）

第 15 条 会則の変更は、幹事会の決議によらなければならない。

（ 会 計 ・ 会 計 年 ）

第 16 条 本会 の 経 費 は 会 費、寄付金、その他の収入金をもってこれをあてる。正会員は終身会費として 5,000 円を入会の際納入するものとする。会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

付 則

- 1、本会運営上必要な細則は別に定める。
- 2、本会則は、平成元年 11 月 12 日より施行する。
- 3、本会則は、令和 5 年 12 月 3 日より施行する。
- 4、本会則は、令和 6 年 10 月 26 日より施行する。

細 則 慶弔規定

@ 正会員、特別会員が死亡したときは香料として 5,000 円を霊前に供える。

ただし事務局等に連絡の有に限る。

@ 正会員、特別会員が不慮の災害等で亡くなった場合は会長の判断とする。

在校生支援

@ 全国大会、関東大会、それに準ずる大会に出場する場合は個人 20,000 円
団体 30,000 円を寄与する。

その他在校生に寄与する金額について 30,000 円以内は、会長判断。300,000 円以内常任幹事会。それ以上は幹事会にて決議する。